

静岡県がんセンター局告示第1号

静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例による使用料及び手数料の額（平成14年静岡県がんセンター局告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 石野 眞澄

4の表中

「

(7) 先進医療料			
(略)			
ウ 術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 原発性乳がん（エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。）	1コースにつき	200	1コースは、原則として連続する21日間の治療期間とする。
エ パクリタキセル静脈内投与（一週間に一回投与するものに限る。）及びカルボプラチン腹腔内投与（三週間に一回投与するものに限る。）の併用療法 上皮性卵巣がん、卵管がん又は原発性腹膜がん	(略)	(略)	(略)
オ 内視鏡手術用支援機器を用いた手術	1回につき	1,032,500	胃癌にかかるものに限る。
(8) 健康診断料			

」を

「

(7) 先進医療料			
(略)			
ウ パクリタキセル静脈内投与（一週間に一回投与するものに限る。）及びカルボプラチン腹腔内投与（三週間に一回投与するものに限る。）の併用療法 上皮性卵巣がん、卵管がん又は原発性腹膜がん	(略)	(略)	(略)
エ テモゾロミド用量強化療法 膠芽種（初発時の初期治療後に再発又は増悪したものに限る。）	1コースにつき	5,600	1コースは、原則として連続する14日間の治療期間とする。
(8) 健康診断料			

」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。